

三重県立総合医療センター待合廊下ほか空調設備更新工事 特記仕様書

1 適用

本仕様書は、三重県立総合医療センターが発注する、「三重県立総合医療センター待合廊下ほか空調設備更新工事」に適用する。

なお、本仕様書及び図面に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（「機械設備工事編」令和4年版）による。

2 履行場所

三重県四日市市大字日永 5450 番地 132 三重県立総合医療センター

3 履行期間

契約の日から令和7年2月28日まで

4 工事仕様

本仕様は基本的な事項を定めたものであり、発注者の承諾を得たうえで受注者の推奨する技術をもって施工するものとするが、この技術に起因する支障等が発生した場合は受注者の責により対応するものとする。

(1) 工事概要

本工事は、本館1階待合廊下（南、中、北、中央放射線）および本館2階生化学血液検査室、細菌室の空調設備（合計室外機6台及び室内機26台）の更新を行う工事である。主な工事内容は次のとおりである。

ア 機器製作	新設機器の製作または調達
イ 撤去工事	既設設備の撤去
ウ 据付工事	新設機器の据付
エ 付帯工事等	上記アからウにかかる搬入出、配管工事、ダクト工事、電気配線工事、試験調整、撤去品処分ほか1式

(2) 既設機器仕様

ア 外来系統南待合廊下

・ 室外機

台数：1台

仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ

電源 3φ200V 冷房能力 45.0kW 暖房能力 50.0kW

- ・室内機
台数：5台
仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ（天井カセット形2方向）
電源1φ200V 冷房能力9.0kW 暖房能力10.0kW
- イ 外来系統中待合廊下
 - ・室外機
台数：1台
仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ
電源3φ200V 冷房能力45.0kW 暖房能力50.0kW
 - ・室内機
台数：5台
仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ（天井カセット形2方向）
電源1φ200V 冷房能力9.0kW 暖房能力10.0kW
- ウ 外来系統北待合廊下
 - ・室外機
台数：1台
仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ
電源3φ200V 冷房能力45.0kW 暖房能力50.0kW
 - ・室内機
台数：5台
仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ（天井カセット形2方向）
電源1φ200V 冷房能力9.0kW 暖房能力10.0kW
- エ 中央放射線待合廊下
 - ・室外機
台数：1台
仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ
電源3φ200V 冷房能力35.5kW 暖房能力40.0kW
 - ・室内機
台数：4台
仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ（天井カセット型4方向）
電源1φ200V 冷房能力9.0kW 暖房能力10.0kW
- オ 生化学血液検査室
 - ・室外機
台数：1台
仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ
電源3φ200V 冷房能力67.4kW 暖房能力75.0kW

- ・室内機
台数：6台
仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ（天吊型）
電源 1φ200V 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW

カ 細菌室

- ・室外機
台数：1台
仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ
電源 3φ200V 冷房能力 3.6kW 暖房能力 4.0kW
- ・室内機
台数：1台
仕様：空冷ヒートポンプ式パッケージ（天吊型）
電源 3φ200V 冷房能力 3.6kW 暖房能力 4.0kW

(3) 新設設備仕様及び施工条件

ア 室外機

- ・冷房能力、暖房能力は既設と同程度とする。
- ・新設室外機は既設基礎上に防振架台を介して設置するものとする。
- ・冷媒配管、配線等は既設流用するものとする。
- ・配管、配線類は既設流用するものとする。
- ・待合廊下（南、中、北、放射線）については、既設分電盤内のブレーカーの取り替えを行うものとする。

イ 室内機

- ・冷房能力、暖房能力は既設と同程度とする。
- ・既設ダクト、冷媒配管類は既設流用するものとする。
- ・配管、配線類は既設流用するものとする。

(4) 仮設・養生

ア 工事期間中、作業員及び資機材の落下防止等、安全確保のための仮設ならびに既存部分への破損・汚損防止のための養生を必要に応じ行うものとする。

イ 現地施工における机、椅子、棚等の室内備品の養生、移動、復旧は本工事に含むものとする。ただし、医療用器具、患者の個人情報に関するもの、貴重品その他発注者が指示するものの養生等は発注者によるものとする。

(5) 一般条件

ア 本工事による空調設備の停止期間は、10月初旬頃から11月下旬頃を原則とす

る。また、作業日は当院が指定する日とする。

イ 作業開始、終了時は発注者の職員に連絡するものとする。

ウ 作業内容等について、監督員と工法、日程の協議、調整を行い施工するものとする。

エ 工事に伴う作業員の出入り、資機材等搬出入及び既存物の撤去等による騒音、振動、塵埃発生については、工法、機種選定、配置、工事動線経路について、十分検討を行うとともに、病院関係者及び監督員と協議を行うものとする。

5 労働災害の防止

(1) 労働安全衛生に十分留意し、作業時には労働災害が発生しないよう細心の注意を払うものとする。

(2) 交通安全について十分な注意を払うものとする。

(3) 作業責任者は、作業実施前に作業員全員に対し、作業内容及び転落等の恐れのある場所等、危険個所における作業上の注意事項を指示するものとする。

6 悪天候時の対応

悪天候等により施工が困難な場合は一時休工とし、監督員と協議を行う。

7 提出書類

計算書 1部

作業要領書 1部

作業結果報告書 1部

写真帳 1部

その他必要なもの

8 疑義

本仕様書に記載の無い事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。